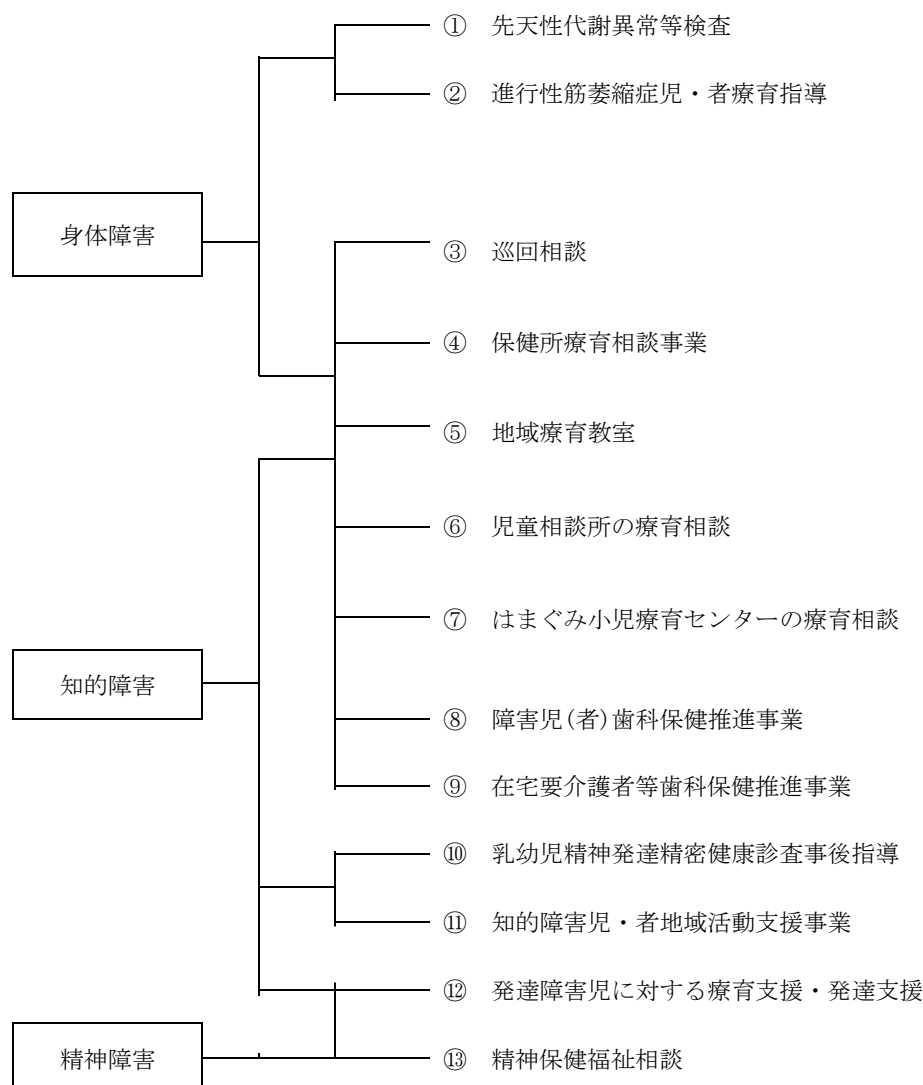


10. 療育の相談・指導・訓練

○障害の状態に応じて次のような相談・指導・訓練事業を行っています。



①先天性代謝異常等検査

○対象者

新生児

○内容

フェニルケトン尿症等、生まれつき特定の酵素が欠けているためにおこる20の先天性異常と、副腎皮質ホルモンがうまく生産できない先天性副腎過形成症、甲状腺ホルモンの不足による先天性甲状腺機能低下症を調べるもので、出生後4から6日の間に新生児から採血して行います。早く発見して治療することで、脳の障害や体液のバランスの異常等を防ぐことができます。

○手続

検査申込書に必要事項を記載の上、指導管理料(3,500円程度)を添えてお申し込みください。

○窓口

産科医療機関

②進行性筋萎縮症児・者療育指導

- 利用できる人
進行性筋萎縮症児・者や類似症状がある在宅の人及びその家族
- 内容
医師・指導員・ケースワーカー等を派遣し、健康状態・病状について医療検診と療育指導(筋力強化訓練・ストレッチング等)を行う他、集団検診、療育キャンプも行っています。
- 窓口
日本筋ジストロフィー協会新潟県支部
〒945-0847 柏崎市赤坂町3-52 (独立行政法人国立病院機構新潟病院内)
電話0257-28-6222

③巡回相談

- 利用できる人
身体及び知的に障害のある人
- 内容
身体・知的障害者更生相談所の医師、心理判定員、福祉事務所のケースワーカー等が福祉事務所単位に巡回し、必要な相談に応じます。(身体障害者手帳の交付、更生医療の給付、補装具交付、施設入所、日常生活等の相談・指導)
- 窓口
市福祉事務所、町村役場の福祉担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

④保健所療育相談事業

- 利用できる人
市町村乳幼児健診等の結果、精神や身体の発達及び機能に障害のある乳幼児やその心配のある乳幼児
- 内容
専門医による診察・指導、保健師による相談・指導を受けられます。
- 窓口
県地域振興局健康福祉(環境)部、市役所・町村役場の保健担当課
(所在地等は【資料編】 1、3 及び 4 を参照)

⑤地域療育教室

- 利用できる人
発達に不安のある児童及びその保護者
- 内容
遊びなどを通じて、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練が受けられます。また、保護者に対する子育て相談も行っています。
- 窓口
市福祉事務所、町村役場の福祉または保健担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

⑥児童相談所の療育相談

- 利用できる人
発達に不安のある児童及びその保護者

○内容

医師、心理判定員、ケースワーカー等により専門的な指導を受けられます。

○窓口

各児童相談所（所在地等は【資料編】5及び6を参照）

⑦はまぐみ小児療育センターの療育相談

○利用できる人および内容

心身障害児に合った機能訓練、言語治療等の療育指導を行い、必要に応じて入院・手術なども可能です。幼児については親子入所による訓練も行っています。

○窓口

はまぐみ小児療育センター（所在地等は【資料編】13を参照）

⑧障害児（者）歯科保健推進事業

○利用できる人

以下の施設を利用している方（新潟市に所在する施設を除く）

- ・地域療育教室（ただし、週1回以上実施している教室に限る）
- ・児童発達支援（児童発達支援センター以外）
- ・地域活動支援センター

○内容

歯科医師、歯科衛生士等が施設に伺い、歯科健診、歯科相談・保健指導等を行います。

○窓口

県福祉保健部健康づくり支援課歯科保健係

TEL 025-280-5934

⑨在宅要介護者等歯科保健推進事業

○利用できる人

以下のいずれにも該当する方（新潟市在住の方を除く）

- (1) 口腔に関する自覚症状はないが、歯科健診を希望する方（本人以外の者によって明確な所見が確認できる場合は除く）

なお、口腔に関する症状とは、以下を指すものとする。

- ・入れ歯：合わない、壊れた、歯ぐきに当たって痛い
- ・歯ぐき：痛い、出血する、腫れている
- ・歯：痛い、詰め物がとれた、むし歯がある、グラグラする

- (2) 在宅で介護を要する高齢者や重度心身障害児（者）等で、以下のいずれかに該当し、保健所を設置する市を除く市町村に在住する方

①介護保険制度の要介護状態区分における要介護3・4・5

②障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（厚生労働省）におけるランクB・C

③認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（厚生労働省）におけるⅢ・Ⅳ・M

④療育手帳Aまたは身体障害者手帳1・2級所持者

⑤上記①から④と同程度の方

○内容

歯科医師、歯科衛生士等が家庭等を訪問して、歯科健診及び治療・予防の相談等を行います。

○窓口

県地域振興局健康福祉(環境)部

（所在地等は【資料編】3を参照）

⑩乳幼児精神発達精密健康診査事後指導

○利用できる人

精密健康診査の結果、精神発達上に問題があり、専門的指導が必要と認められた在宅の児童（器質障害、発達遅滞、情緒障害、言語障害、知的障害などのある児童）

○内容

児童相談所の医師、心理判定員、ケースワーカー等による療育指導を受けられます。

○窓口

市役所及び町村役場の保健担当課、児童相談所（所在地等は【資料編】1、4、5及び6を参照）

⑪知的障害児・者地域活動支援事業

各地区保護者会の行う障害者(児)の自立訓練活動の支援を行っています。

○内容

在宅障害者（児）に対し、保護者やボランティアなどが連携しながら、社会奉仕・自然体験学習の機会を提供する。

○窓口

一般社団法人 新潟県手をつなぐ育成会（所在地等は【資料編】18を参照）

⑫発達障害児に対する療育支援・発達支援

○利用できる人

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する児童及び家族

○内容

家庭や保育所、幼稚園、学校等における養育や療育・教育のための具体的な手だてについて、支援を行います。また必要に応じて、ソーシャルスキルグループへの参加ができます。

○窓口

新潟県発達障がい者支援センター「RISE（ライズ）」（はまぐみ小児療育センター内）
または新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」（新潟市幼児ことばところの相談センター内）
（所在地等は【資料編】5及び6を参照）

⑬精神保健福祉相談

○利用できる人

こころの健康に不安や悩みを抱えている人及びその家族等

○内容

精神保健福祉相談員等が、精神疾患の治療や精神障害者の社会復帰及び社会参加の問題、医療・福祉制度等の相談に応じます。また必要に応じ訪問指導を行っております。

○窓口

新潟市こころの健康センター、県地域振興局健康福祉（環境）部 地域保健課 保健指導担当、県精神保健福祉センター（所在地等は【資料編】3、4及び5を参照）